

「朝敵」考

市川浩史

はじめに

日本中世の政治思想、倫理思想を考察する際の、隠れたキーワードのひとつは天皇観（天皇、あるいは天皇にかかわる諸意識）であろう。それは、天皇がつねに正面に出てくるのではないが、その根底で天皇観と密接な関連をもつ政治思想、倫理思想が形成される、ということの意味する。これまでの研究史において、政治思想に関しては、儒教的徳治主義の思想、倫理思想においては、主従倫理の問題として語られることが多かったように思われる。しかし、この時期のとりわけ武士の周辺の問題をみると、天皇あるいは天皇にかかわる諸意識を考慮にいれる必要はないであろうか。

中世のいろいろな分野の史料にしばしば現れることばに「朝敵」なるものがある。これは、本来は文字どおり、朝廷・天皇に敵対する存在、という意味である。「朝敵」は、天皇あるいは天皇にかかわる諸意識に逆説的に関連している。中世以降も長く使われていくことになるこの「朝敵」は、じつは重大な歴史的意義をもっていた。それは、「朝敵」がたんに朝廷・天皇への敵対者を意味していたというだけではなく、以下具体的に述べるように、政治思想、倫理思

想のいくつかの条件を規定する概念でもあったからである。⁽¹⁾

そこで、本稿では、日本中世に現れる「朝敵」によって、政治思想、倫理思想をさぐる試みの導入的作業として、鎌倉時代において認識された「朝敵」について考察を加えることにしたい。以下、主たる対象を保元、平治の乱の際の源氏・平家と平治の乱以降、滅亡にいたるまでの平家との場合に分けて考察することにする。⁽²⁾

一、保元の乱、平治の乱の場合

久寿二（一一五五）年、近衛天皇が没した。その後継者をめぐって、美福門院、崇徳院と後白河とが対立した。結果は、信西藤原通憲、関白藤原忠通と結んだ後白河が勝ち、即位した。翌保元元（一一五六）年、後白河天皇方と政治的不遇の状況にあった崇徳院方とがそれぞれ縁の武士を擁して戦火を交えることになった。前者は源義朝、平清盛ら、後者は義朝の父為義、その四男頼賢、八男為頼、清盛の叔父忠正そして後白河に疎んじられた左大臣頼長を擁した。これが保元の乱である。乱は源義朝、平清盛を率いる後白河方の勝利で終わった。乱後、信西・後白河政権ができたが、政権内で信西・平清盛と藤原信頼・源義朝とが対立することになった。平治元（一

一五九)年、信頼が信西を攻めて一時的に権力を執ったが、熊野参詣から帰京後の清盛に攻め返されて信頼方は敗退する。義朝は殺されて、その子頼朝は九死に一生を得て伊豆に流されることになる。

この平治の乱によって平家の覇権は確立された。この両乱を主題とした軍記物が『保元物語』『平治物語』である。ともに鎌倉中期の成立と考えられる。

保元、平治の両乱で、源氏と平家の人々が入り乱れて戦ったのであるが、この動きについてのリアルな同時代認識としては、

源平両家相雙、守四海浪有声、且各諍劍、互成朝敵、源氏乱世、平家依勅宣制之、誇朝恩、平氏傾國時源氏亦任勅命罰之……¹⁾

および、

昔より今に至るまで、源平両氏、朝家に召しつかはれて、王化に従はず、をのずから朝権をかるむずる者には、互にいましめをくはへしかば……(寛一本平家物語、巻一、二代后、以下平家)

などを挙げることができよう。つまり、源氏と平家とは、ライバルとして長年「朝」をめぐるせめぎあいを重ねてきた、その過程で互いに朝敵になったり、されたりしてきたというのである。そのとき、相手を朝敵視し、それを征して結果として朝恩を蒙る、というなりゆきは、情勢次第であり、きわめて相対的なのである。しかし、「朝」にこめられた権威は絶対的であった。

保元の乱において朝敵とされたのは、源為義・為朝の父子と悪左府とよばれた頼長とである。いまは為義・為朝に限定しよう。為義の長男義朝は父に背いて後白河方についている。義朝は、後白河か

ら「父為義法師が首をはねて進よ」と命じられる。さすがの義朝も困惑して、乳子の正清を呼び「こは、如何せんずる。……院宣を蒙ぬ。宣旨重して、父の首をはねなば、五逆罪の其一を犯すべし。罪を恐て、綸言を軽せば、違勅の者に我成なんず」(保元物語下、為義最後ノ事)と苦しい胸のうちを吐露する。正清はこの重い課題に解答を与えた。正清は「朝敵に成せ給て、宣旨を蒙させ給ぬる上は、子細にや可及。…朝敵たる父の難遁を承て、他人の手に懸じとて、爰に失奉て、後の御孝養能々御訪い申させ給たらんは、なじかは穴がち罪なるべき」と言って「朝敵」為義を討つことを進言するのである。宣旨に従うことを親の孝養(孝)に優先させることで解決がはかられることになる(宣旨に従うことはストレートに忠を意味することではないように思われる)。宗教的罪悪である五逆罪の一つ殺父罪より「宣旨」に背くことを恐れたのである。もし、この反対の場合は、違勅罪を犯すことになって義朝自身が朝敵になってしまうことになる。義朝としては朝敵である父為義を「失奉」することは、子としての「孝養」と理解された。朝敵を追討して恩賞に預かることは義朝にとって源氏という「家の面目」であり(同上、主上三条殿ニ行幸ノ事)、また為義が朝敵として、子義朝の意思で年来の家人正清に切られることも「弓矢取身の名聞」として「誠に面目」であった(同上、為義最後ノ事)。為義にしてみれば、武士としての、いわば本来的な生き方を遂げることが朝敵になるという結果をもたらすとしても、それは十分に「面目」を満たすのである。このように、源氏の為義と義朝との父子の間で、子義朝が父為義を討ったことは、名誉ある大事業である朝敵追討の達成と武士本来の生き方の

完遂という面目において意義をもった。だからこそ、為義の八男である為頼に同心した廉で伊豆大島に流罪されたとき、源氏の武將として朝敵追討で手柄を立てることが不可能になり、同時に自身が朝敵になり下がってしまったことで「口惜」しく思ったのである（同下、為義鬼島ニ渡ル事）。

このあとの平治の乱で、源氏一門は朝敵ということになった（平治物語、信頼、信西を亡ぼさるる議の事）。清盛が熊野参詣に出立後、義朝が院御所へ押し入って放火した、という情報が切目の宿に届いた。それを聞いて清盛は、紀伊あたりの船を調達して四国に渡り、なお九州の軍勢をもよおして「逆臣をほろぼし、君の御いきどおりを休めたてまつらばや」と提案する。それに対して、重盛が、今はきつと（平家打倒の）宣旨、院宣が出されているだろう、その宣旨、院宣に背いて「朝敵に成ては、四国、九州の軍勢も、さらにしたがふべからず」、こうなつては六波羅へ帰るしかないと諫めた（同上、六波羅より紀州へ早馬を立てらるる事）。清盛は、すぐにも「逆臣」義朝を討とうとした。しかし、義朝の側でも清盛方を討つための宣旨、院宣を入手しているだろう、いまあせて義朝を討とうとすれば、その宣旨、院宣に背いて朝敵になってしまうのである。ここで、宣旨、院宣とはけつして固定的、実態的ではなく、そしてそれに違背する存在である朝敵も同様であったことがわかる。宣旨、院宣そして朝敵は、敵対する二者の力関係の変化にもなつて張り代えられるレットルであった。

御所内に監禁されていた院は仁和寺へ、二条天皇は六波羅へ帰京した清盛方の助けによって女装で移った。藏人をして「六波羅、皇

居になりぬ。朝敵とならじとおもほんともがらは、みなみな馳せまいれ」（同上、主上六波羅へ行幸の事）と触れさせた。一方、それに対抗する信頼・義朝方が六波羅に押し寄せて台戦となるのであるが、義朝も六条河原で藏人と同じことを宣言したのである（同中、義朝六波羅に寄せらるる事）。天皇により遠い場所にいる側が朝敵だということになる。したがって、二条天皇を擁して六波羅にもつた平家がまず、朝敵になることを免れたのである。

ここで、『保元物語』の朝敵と『平治物語』の朝敵とを比較しておこう。前者は、源氏という「家」における、父為義と長男義朝との関係にかかわる。朝敵となつた父為義を長男義朝が、「家」代々の「面目」である朝敵追討を「家」のわざとして果たす。また、為義は、一武士としての本来的な生き方の結果、たまたま朝敵とされて討たれることは、おなじ「面目」である、さらに、自身が息子の朝敵征伐の的になってやることのできた、と考えるのである。このように、為義は朝敵として討たれることで、義朝は朝敵（父）を討つこととともに「面目」を維持することができた。したがって、朝敵をめぐる人間関係（だれが朝敵であり、だれが朝敵を討つか）が一つの「家」のなかの父子関係と入り組んだものとなつたのである。ところが、後者の場合は、それとは異なり、構図としては単純である。源氏と平家の両「家」の関係となり、一方（源氏）が朝敵とされて、もう片方（平家）がそれを討つ位置に立つ。このとき、朝敵と呼ばれるのは、源氏なり平家なりの武士に限られ、信頼や信西ら藤原氏の人々、ましてや保元の乱時の崇徳院などはけつして朝敵視されることはない。さきに紹介した源氏、平家は互いに朝敵となる

とか、互いに朝敵にならないように相互監視をする、といったことは、その意味で武士個人のレベルから武士の「家」のレベルに問題の地盤が移されたあとのことであった。そこに新たに、「朝恩」が登場することになる。

『平治物語』は藤原信頼に対して、冷淡な書きぶりを示す。「権中納言兼中宮権大夫、右衛門督藤原朝臣信頼卿」は「文にもあらず、武にもあらず、能もなく、又、芸もなし。ただ朝恩にのみほこりて、……近衛府、藏人頭、后宮の宮司、宰相の中將、衛府督、檢非違使別当、これをわずか二三ヶ年が間にへあがって、年廿七、中納言、衛門督に至」（平治物語上、信頼・信西不快の事）ったという。これによれば、信頼は評価されるべきならぬの能力もないにもかかわらず、ただ（なぜか）朝恩の恩恵によって、早くから重職を歴任して二十七歳で大納言にまで昇進した。また、平清盛も、朝恩を蒙ることにかけては信頼と比べて遜色はなく、「清盛は大幸大武たる上、大國あまた給って、一族みな朝恩にはこり恨みなか」（同上、信頼、信西を亡ぼさるる議の事）った。信頼の場合、朝恩に預かること、「諸國の受領をのみへ」（同上、信頼・信西不快の事）た父祖とは異なり、特別の朝恩であった。それが、信頼を討った平氏になると、一族のレベルで朝恩を蒙っている。『保元物語』の段階では、義朝が父為義を討ったことは、子の親に対する「孝養」になるとされた。つまり、これは、「家」のなかの父子関係にかかわることであったのである。だから、義朝に対してこのことで朝恩が施されたことはない。しかし、一族を挙げて朝敵・源氏を討った平家には一族を挙げた朝恩が与えられることになった。信頼と義朝という朝敵を討つ

た平家は、朝恩を得て「繁盛」したが、やはり平家もそこで「朝恩に誇りて朝章をかるくし」（六代勝事記、安徳）はじめたのである。平家に与えられた朝恩については、詳しくは朝敵平家を考察するときにみることにしよう。

ともあれ、朝恩と朝敵とはつぎのような、およそ体面的な関係にあることがわかる。朝敵を討った武士に与えられるのが朝恩であった。そして、その朝恩を誇るあまり、また、増し加えられた朝恩の上に増長したとき、ふたたび朝敵と化し、追討の対象となる。その朝敵を討った武士にまた朝恩が与えられる。平家がそうした朝敵の典型例として登場するのである。したがって、朝敵とは何らかの固定的実態を指すのではなく、武士間の関係が王権の權威を意味することばを借りることで表わされた観念であった。朝恩を得た武士が、その上にあぐらをかくのではなく、政治的、倫理的緊張をもって朝恩を仰いで本分に勤しむことが要請されたのである。

二、平家の場合

一 源・平合戦のなかで

平家朝敵論をみるにあたって、まず『平家物語』巻五の「朝敵掬」の段をみてみよう。わが朝の朝敵は、紀州名草の蜘蛛からはじまり、将門、純友そして悪左府頼長、悪衛門督信頼にいたるいわば、平家前史では、すべて「宣言」に背いた結果であった、という。ここでは「宣言」の神秘性、絶対性が強調されている。そしてこうした歴史的回顧は、この「宣言」に背いて朝敵になることが、神秘的な天

皇の権威を否定することであつてより一層、罪惡として重大であることを示してもいる。それでは、頼長や信頼を含むこの平家前史につづいて、いわゆる治承・寿永の内乱のなかで、平氏が朝敵と認定、認識されていくときの具体的な過程（どのようにして「宣言」に背いていったのか）はどのようなものであつたのだろうか。

木曾義仲は、（後白河）法皇の「御使」である老岐判官朝泰（知泰）を嘲笑した。朝泰は鼓の名手であつたので世に鼓判官と呼ばれていたが、その朝泰に義仲は、「抑わとのを鼓判官と言ふは、よろずの人にうたれたうたか、はられたうたか」と問うたというのである。義仲は水島での平家との合戦で敗戦したあと、帰京し、京で義仲軍は狼籍をはたらいていた。それに対し、法皇は、朝泰を使いとして義仲のもとに派遣して、狼籍をとどめさせようとしたのである。朝泰が義仲に嘲笑されたとき、怒りのあまり返事もできずに、「義仲おこの者で候。只今朝敵になり候なんす。急ぎ追討せさせ給へ」（平家物語、卷八、鼓判官）と義仲追討を法皇に進言したのである。義仲は、京中の狼籍は別にして、無骨者ではあつたけれどもこれまでに特に「朝敵」視されるような情勢にはなかつた。それが、法皇（院）の使いをふざけたあまり、嘲笑したことで一挙に朝敵とされたのである。

この義仲朝敵論は、源・平両氏の相互関係においてなされたのではなく、直接院を侮蔑したことによる。こうして、朝敵平家を討つ過程において派生的に源氏の内部にも新たな朝敵が生まれていったといえる。この意味で、頼朝以降の源氏の「家」にとって、いかに「家」から朝敵を出さず、「家」として朝恩を受け容れるか、とい

う「家」の課題も生まれてくるのである。

時はやや遡つて、木曾義仲の登場よりはるか前、平家が源氏の蜂起に対して神経をとがらせていたとき。治承四（一一八〇）年五月、以仁王は、かねてから平家に反発していた園城寺に入御した。そのとき南都の大衆が同心して以仁王を迎えた、という。以仁王を受け取った園城寺、お迎えした南都興福寺の大衆はともに朝敵となつた。源三位頼政に擁立された以仁王は、園城寺を拠点にしようとしたのである。両寺が、以仁王を受け入れ、迎えたことが朝敵とされた直接の原因であつた。南都の大衆は以仁王を受け入れただけでなく、「当今の外祖」（現、安徳の祖父）である清盛の意向に反して園城寺の大衆とともに以仁王即ち源氏方に同心したわけである。ここに、「当今」（安徳）―平家（清盛）、以仁王―源氏（頼政そして頼朝）のともに皇統の出身者をいたたく二つの勢力が対立することになつた。後者の勢力は、以仁王の令旨なるものを掲げて蜂起した。この二勢力の対立は、つまるところ「当今」の権威と以仁王の令旨の権威との対立といえた。「当今」安徳天皇を擁する平家にしてみれば、わが方は現天皇を戴く正統勢力であり、以仁王を推戴する源氏こそ朝敵でなければならぬ。以仁王を擁立した朝敵・頼政に同心する源氏一族すべて朝敵なのである。「当今」安徳の外祖父・清盛に背くことは「天魔の所為」（同、卷五、奈良炎上）なのであつた。

源氏が朝敵とされた場では、政治的に対立する相手を朝敵視することができるとは、以仁王と「当今」との二つ存在していた。このときの、いわば大義名分は当然「当今」の側にあつたので、平家側は、源氏一族を朝敵よばわりすることに躊躇することがなかつた

のである。

しかし、内乱の推移は徐々に源氏の勝利を導いていった。『保曆間記』では、そもそも「平家悪行の始」として、つぎのように記す。嘉応（一一六九）元年十月十二日、重盛の次男資盛が小鷹狩りの帰途、関白松殿基房の屋敷に立ち寄った。関白家の隨身たちは、今をときめく平家の公達とは知らずに、散々に追いつ返した。清盛はこれを見て怒り、侍を集めて、二十一日に松殿関白が内裏からの帰路を襲い、車を壊して隨身の髻を切った。これこそ「平家悪行の始」という（平家物語、巻一、殿下乗合ではこの事情がもっと詳細に述べられる）。『保曆間記』は、これに続いて、平家の人々が「随分の朝恩を蒙る程に、僞心いよいよ進て不思議の事ども有けり」という。平家の人々は、「随分」（分にしたがった、当然の）朝恩を受けていたものに「僞心」が加わっていった結果、朝敵への道を進んで行ったのである。

また、平家は、平重衡によって南都、そして比叡山を焼き打ちにした。この寺院焼き打ち事件は、とりわけ寺院社会に大きい衝撃を与えた。そして、頼朝は、「東大寺事、平家朝敵と奉成候ひし余に、令破滅当寺候畢、……猶々此寺事、朝の御大事と云、又殊勝功德と申、何事如之候哉、……」（文治三年三月十六日付け頼朝書状案）¹³ と言って、この事件は、平家の朝敵性が増大した結果として位置づける。そしてもっと明確に、「平家逆略朝廷之余、奉焼失大仏之廟壇、仍征伐之心弥催、遂誅戮平家之凶賊畢、誠是為朝敵又寺敵之所致也」（吾妻鏡、文治三年十月九日条所引の頼朝書状）のように「朝敵・寺敵」と決めつける史料もある。「朝の御大事」なる南都の諸

寺院を焼いたのだから、言うまでもなく、へ仏法・王法相依」の理念を侵す平家の所業は、まさに寺敵でもあったのである。そうであるとすれば、当然のことながら、朝敵を討討することに絶大な意義が与えられることがわかる。なぜならば、朝敵の討討は、へ仏法・王法相依」の体制という国家的秩序の守護に貢献することになるからである。その逆に、朝敵は、文字どおり、国家的秩序と仏神の權威とに違背するのである。

二 その後

朝敵になった平家においては、祈りも「仏神の納受なきの条勿論」であり、「積善の余慶家に尽、積悪の余殃身に及に依て、神にも放たれ奉り、君にも捨られ奉」（保曆間記）ることになり、討討される立場に追い込まれたのである。

一の谷の合戦後、四国に落ち延びていた平宗盛のもとに、後白河法皇から、三種の神器を返還せよ、という使いが来た。それに対して、宗盛は、一の谷の合戦が奇襲攻撃であったことを述べ、後白河が平家方に不利な指示を出したことに抗議する趣旨の返事を送り、そのなかで、つぎのようにいう。「云平家、云源氏、無相互意趣、平治信頼卿叛逆之時依 院宣追討之間、義朝朝臣依為其縁坐、有自然事、是非私宿意、不及沙汰也。平治の乱の際に、平家は院宣にしたがって信頼を討ち、「縁坐」によって結果的に義朝の「自然事」をもたらすことになったが、両当事者である平家も源氏も「私の宿意」あつてのことではなかった。つまり、かたちの上では平家が義朝を討つたことになるが、それは「私の宿意」によるのではなかった、と。続けて、「於 宣旨院宣者非此限、不然之外、凡無相互之

宿意、然者、頼朝与平氏合戦之条、一切不思寄事也」(吾妻鏡、元暦元年二月二十日条)と言う。源氏と平家との間で自発的に合戦をはじめめることはあり得ないが、「宣旨院宣」が出された以上はそれに従って戦う以外ない、というわけである。宗盛によれば、朝敵追討という大義を追求したことが、源氏と平家との合戦という結果をもたらしただけになる。

安徳天皇とともに西国に下った三種の神器を返還すれば南都を焼き打ちにした重衡の罪科を許そう、という院宣が下される(平家物語、巻十、八島院宣)。しかし、平家方はこれを拒否したので、重衡は梶原景時に伴われて鎌倉に下ることになった。重衡は頼朝と会見する。重衡は、南都焼き打ちについての自己を弁護しつつ、「弓矢をとるならひ、敵の手にかかって命を失ふ事、まったく恥にて恥ならず。只芳恩にはとくとかうべをはねらるべし」と潔い態度をみせた。その座にいた人々は感動をする。頼朝も重衡に対して、「平家を別して私のかたきと思ひ奉る事、ゆめゆめ候はず。ただ帝王の仰こそおもう候へ」と述べた。だから、重衡が出家をしたいと申し出た時、頼朝は、同じ論理で「それ思ひもよらず。頼朝が私のかたきならばこそ。朝敵としてあづかりたてまつたる人なり。ゆめゆめあるべうもなし。」と峻拒したのである(平家物語、巻十、千手前)。頼朝のこの論拠は、朝敵とは、(勿論「家」レベルの)「私」の次元の存在ではないので、源氏なり平家なりの「家」の論理によって動くものではなく「公」的な存在であるということである。

右のことから、朝敵とは、ひたすら公的な性格を持っていることがわかる。つまり、自身にとっての当面の敵・相手と自分自身との

間が単なる、いわば対等な敵同士の間であることを否定して、相手が敵、さらに朝敵である所以を、自分ではなくもつと(はるか)高い位置、すなわち、神秘的、超越的意味をもつ天皇・王権に求めようとした(相手は自分ではなく、天皇・王権に背いたのだ、とする)といえる。これは、戦いの根源的な責任を「朝」におくことで、内実がどうあれ、当面の戦いにおいて、自己の相手を追討するための最も効果的な正当化の論理たり得た。

朝敵追討の事業は、このような公的性格をもっていることが強調されるのであるが、それは、基本的に、朝敵が、「公」の源泉である天皇・王権の敵であった故である。

一の谷で討たれた平家の人々の首が、寿永三(一一八四)年二月十二日入京した。範頼と義経とは、法皇に対して「保元の昔を思へば、祖父為義があた、平治のいにしへを案すれば、父義朝がかたき也。君の御憤りをやすめ奉り、父祖の恥をきよめんがために、命を捨て朝敵をはろほす。……」と強弁してその首を獄門に懸けさせた(平家物語、巻十、首渡)。この強弁は二つの要素をもつ。すなわち、ひとつは、朝敵追討は「君」の命令に従って行ったということ、そして同時にそれは父祖以来の源氏代々の事業であったということである。それだけでなく、頼朝自身も、とくに一の谷の合戦後、平家の残党が四国辺に経廻しているというので、彼ら朝敵を討て、と九州の御家人にしばしば命じている(吾妻鏡・元暦元年三月一日、文治元年一月六日条等)。義経は、いわゆる腰越状のなかでも、同様のことを主張する。このように、朝敵追討は「君」の命令による父祖以来の家の事業であることを強調することで、有力な正当化の

根拠を得ることできわめて有効な自己存在のための主張をなすことができた。そしてさらに、朝敵追討成功の暁には、「勅賞」が期待できたのである。

三、朝敵を討つことと朝恩と

それでは、そもそも朝敵を討つということはどういうことであつたらうか。

朝敵追討の旅へ出る將軍には、「三つの存知」があつた。すなわち「切刀を給はる日(宮中で切刀を与えられた)、家をわすれ、家を出ずるとて妻子をわすれ、戦場にして敵に戦ふ時、身をわする」ものだ(平家物語、巻五、富士川)という。朝敵追討に際しては、將軍の名譽を負つた家、妻子、そして自身の身を忘れてひたすら朝敵を倒すことだけに専念すべし、という、いわば「猷身の道徳」であつた。「三つ」の猷身をいかに貫徹して「野心をさしはさんで、朝敵をほろぼさんとする輩」(同、巻五、朝敵揃)を追討できるかで追討將軍の器量がはかられた。

一般論としては、朝敵を討つた者には、「勅賞」が与えられる。「勅賞」はしばしば、朝恩としても意識される。また、討つ側としては、「勅賞」なり朝恩なりの反対給付を期待してのことでもあつた。¹⁷⁾

平家の人々がしばしば意識し、口にもしたように、彼らにとっての朝恩は、まず、一門が高位に昇り、栄職を歴任することであつた。しかし、それにも限界があることは平家の人々自身によって客観的に認識されていた。重盛は、「富貴といひ栄花といひ、朝恩といひ重職といひ、旁きはめさせ給ひぬれば、御運の尽きんこともかたか

るべきにあらず。」(同、巻二、烽火之沙汰)と言ひ、「当家は保元・平治よりこのかた、度々の朝敵をたひらげて、勅賞身に余り……申はかりもなかりつるに、入道の悪行超過せるによつて、一門の運命すでにつきんずるにこそ……」(同、巻三、無文)と涙にむせん。朝恩の限界は、ときにこのように理性的に運命を観ずることによつて実感されたのである。

源氏も同様の「朝恩」を蒙つた。源氏は、「御糞祖与州禪門(頼義)、東夷を平げ給ふの昔」に安房国丸御厨を与えられた「最初の朝恩」(吾妻鏡・治承四年九月十一日条)以来、たびたび朝恩を蒙つていた。吾妻鏡・文治元年八月二十九日条によると、この月十六日の除目の聞書が届いた。それによれば、「源氏多以承 朝恩」として、義範が伊豆守、惟義が相模守、義兼が上総介、遠光が信濃守、義資が越後守、義経が伊予守等に任じられたことを記す。それらは(義経の場合は別として)各人の要望をもとにして「且募勲功之賞、且為添二品眉目、殊所及嚴密御沙汰」であつた。源氏の人々の任官(すなわち朝恩)は、朝敵追討の勲功と頼朝への配慮によつていたというのである。つまり、源氏の人々への朝恩は、棟梁・頼朝への配慮が充分に考慮されたものであつた。そして、基本的には、叙位・任官という朝恩も、朝敵追討の場合と同様、平家や源氏という「家」のレベルで行われていたことを示すものであろう。こうした朝恩は、朝敵追討の勇士に王権の側から与えられる、権威ある報酬であつたが、単なる報酬にとどまらないことをあらわすための神秘的性格も賦与されていた。それは、後白河院が怨霊を叱責したという挿話に示される。中宮徳子の出産のとき、成親や西光などの怨霊が出現し

て難産になった。院は「就中、今あらはるる処の怨霊共は、みなわが朝恩によって人となし物共ぞかし。……速にまかり退き候へ」と叱責したところ、怨霊どもは直ちに消え失せた(平家物語、巻三、御産など)。怨霊という、ある種の、人を超えた存在をも朝敵は凌駕して、「朝」の力を示す。朝恩(あるいは、その発給源)そのものにも非合理的、超越的性格が備わっていたのである。

朝敵を討つことは、保元の乱以来、武士の「家」の事業として位置づけられ、それなりの報酬も「朝」より与えられてきた。しかし、朝敵が朝廷・王権へのたんなる軍事的敵対をなすだけではなく、へ仏法・王法相依の体制という国家的支配秩序そのものをゆるがしたとすれば、朝敵追討、そして勲賞・朝恩にはたんなる軍事上の貢献とその報酬としての意味のみならず、国家的秩序の維持にかかわる権威が与えられて然るべきであったわけである。その権威は、怨霊という形をとった個人的な怨念を朝恩が圧倒した、という右の挿話で象徴的に表されているであろう。すなわち、朝敵、そしてその追討、朝恩は、後白河院という王権を担う人物によって権威づけられたのであり、これらは直接に天皇観(天皇あるいは天皇にかかわる諸意識)を喚起するものであった。

むすび ― 展望を兼ねて ―

以上、保元の乱、平治の乱での朝敵、源・平合戦の過程における朝敵と朝恩について考察した。史料としておもに用いた軍記物語は、対象とする戦闘が一応終了した時点で編纂されたものであるが、それだけにその時々の朝敵を原則をもって描き出しており、背後の天

皇観の存在を十分に感じさせる。また、文書類や実録史料などでも朝敵は軍記物語での場合と同様に登場している。したがって、保元の乱以降、源・平合戦での平家に至る朝敵の観念は、一部の史料にのみに現れる現象ではなく、確実に当該時代の史料にひろく足跡を留めていた、といえる。

さらに、こうした朝敵・朝恩観の背後にある天皇観(天皇あるいは天皇にかかわる諸意識)については、本稿での考察の範囲でいえば、武士が代々伝える、朝敵追討を事とする「家」の名に、その朝敵追討という勅命が重なって、「家」の事業としての朝敵追討が正当性を得る、そしてその「家」と「家」との戦いが天皇の名によって朝敵追討の権威で荘厳される、というその一端を確認することができた。

承久三(一二二二)年五月十九日、北条政子は、家人等を前に「故右大将軍征伐朝敵、草創関東以降、云官位云俸禄、其恩既高於山岳、深於溟渤、報謝之志浅乎、而今依逆臣之讒、被下非義論旨……」(吾妻鏡、同日条)と「最後詞」を述べた。これによれば、北条義時追討の院宣が「非義論旨」と断言されているのである。この発想は、承久の乱以前にはみられないもので、爾後の南北朝、室町時代以降のそれにつづいていく。ここでは、朝敵も本稿での考察でみられたのとは一変した様相でたちはたらくのである。

註

(一)「朝敵」の研究史はきわめて少ない。管見に入ったものでは、日本文学の分野の、『軍記と語り物』二七号(一九九二)に須

藤 敬「朝敵」論のための覚書」などの一連の論考がある。

(2) したがって、本稿で用いるおもな史料は、『保元物語』『平治物語』『平家物語』等の軍記物語、『吾妻鏡』『保曆間記』『六代勝事記』等の史書、文書類である。当然、これらの史料はそれぞれ性格を異にするものであるが、およそ中世初期の段階で、おのおのかたちでとくに武士とその周辺の朝敵観を表わしていると考えられる。

(3) 『保元物語・平治物語』(岩波・古典文学大系、一九六一)の解説(永積安明、島田勇雄)によれば、九種類に分類できる保元物語のテキストのうち、第一類の文保(彰考館蔵)・半井本(内閣文庫蔵)が「現在のところ最も原初の本文の形式、内容を伝えている」とし、また十一種類に分類できる平治物語のテキストのうち、第一類の陽明文庫蔵本・九条家旧蔵学習院蔵本が「原初形態の本文に近い」とされる。原『保元物語』の成立は一二三三年が上限(栃木孝惟「保元物語 解説」、岩波・新古典文学大系『保元物語、平治物語、承久記』、一九九二)、『平治物語』のそれは一二三〇、四〇年代(日下 力「平治物語 解説」、同)とされる。そこで、本稿では、それぞれの第一類本(岩波・新古典文学大系『保元物語、平治物語、承久記』、一九九二)をテキストとして使用する。なお、覚一本『平家物語』、延慶本『平家物語』とも遅くとも十四世紀初めには成立していたと考えられる。

(4) 『曾我物語』(真名本)巻一。これは、「永仁頃の創作で、南北朝の初期頃のものと推測される(『真名本曾我物語』勉誠

社、一九七四、の山岸徳平による「解題」)。

(5) 信西に関して：朝敵にあらざる人の首を渡しかけたる例やある。(平治物語上、信西の首大路を渡し獄門にかけるる事)

信頼に関して：朝敵に与同せざる所見、何事か是に過候べき……(平治物語、官軍除目行はるる事)

(6) 信頼に対する特別な朝恩は、朝敵追討の報酬ではないので義朝の場合とは異なる。

(7) 源氏も一族を挙げて朝敵となった(平治物語上、信頼、信西を亡ぼさるる議の事)。

(8) 前掲須藤論文では、「朝敵」とは実態を表す概念ではなく、関係を表す概念であると指摘する。

(9) もちろん、朝恩というとき、右にみたような、武士に対して与えられた、朝廷からの給付あるいは朝敵征伐の褒章をのみ指すわけではない。一般的な意味での朝廷・王権による保護を意味している場合も当然多数数みられる。一つだけ興福寺の衆徒の申状の例を紹介しておく。保元三年七月 日付で興福寺衆徒は二か条の要求を朝廷に提出した。その一つは、山城・河内・摂津の三国内の興福寺の荘園から年貢を収公することを、維摩大会の開催、伽藍僧坊の破損の修理のために停止してほしい、というものであった。その結びで「自非聖皇朝恩者、争挑広敵法灯乎」という(『平安遺文』二九三七号)。このような申状の例はかなり広範にみられるもので特に珍しくはないが、それほど珍しくもないありふれた文書で、いわば、殺し文句、として氣

輕に朝恩が使われていることに注目しておきたい。

(10) 『平家物語』巻五、奈良炎上の段でも、仁仁王自身は朝敵でないことを周到な言い回しで説明している。

(11) この状況は『太平記』巻一五で、朝敵足利尊氏が朝敵でなくなるために、光厳院から院宣を入手して「天下ヲ君与君ノ御爭ニナシ」たことが想起される。

(12) 『鎌倉遺文』二一九号。この朝敵の用例は『保元物語』より早いものである。

(13) 延慶本『平家物語』に載せる院宣では、その部分をやや詳しく紹介する。「早く清盛入道並びに一類を追討すべき事 右彼の一類朝家を忽緒するのみにあらず、神威を失ひ仏法を亡し、既に仏神の怨敵且つは王法の朝敵たり……」(二末 文学京上して院宣申賜事)である(『源平盛衰記』にもあり)。続いて、「同院宣異本」として「頃年以來平氏皇化を蔑如し、政道を憚ることなく、仏法を破滅し朝威力を傾げんと欲す。夫れ吾朝は神国也……然れば則ち且つは神道の冥助に任せ、且つは勅宣之旨趣を守り平氏一類を誅し、朝家の怨敵を退けて……」という。これらによれば、平家の朝敵たる所以は「神国」たるわが国の朝廷による「政道」と仏神の権威を無視したことである。すなわち、朝敵は「仏法・王法相依」の理念を侵すだけでなく、「神国」に対立する存在でもあったのである。

(14) 朝敵には武士以外の人々がなることもあった。建暦三年八月六日付けの後鳥羽院の院宣によると、清閑寺と清水寺との境争論に比叡山の衆徒が介入して「忽襲甲冑、騒動下京」り、境争

論終結後も「不憚敵制」、乱行を繰り返した。そこで檢非違使の庁官が帰山を命じたが「不恐勅定、猶成群動」すので甲冑をとらせようとしたところ、「凶徒等向官兵忽放矢」った。これは朝敵である、と(『鎌倉遺文』二〇一六号)。この場合の比叡山衆徒の朝敵たる所以は、僧侶の身でありながら、庁官の帰山命令をきかず、官兵に矢を放ったことである。このように、武士以外の人々、たとえば僧侶でも、反朝廷的武力行使に出る、という、一定の条件を満たすとき、朝敵と呼ばれることがあったのである。しかし、彼らは、「謀叛」を帯びていたので本来ならば重罪に処すべきところ、(院が)「尊崇円宗教法之余」り、「赦免」された。

(15) 源頼朝文書で朝敵の語が多数使用されていることは、佐伯真一「將軍」と「朝敵」——『平家物語』を中心に(『軍記と語り物』二七号、一九九二)で指摘される。このことは、政権奪取後の頼朝が基本的に「公」の地位にあり、平家方を朝敵視する権威を備えていたことを意味する。

(16) 「園城寺学頭等申状」(『鎌倉遺文』二七〇一二号)では、「関東」と当寺との関係は「一代二代之芳契」ではなく、「殆累代累葉之佳例」であるという。それは、「予州禅門」(頼義)の朝敵退治からはじまり、「右大將家」が「平相国之衰微」を祈ったことに至るまで、両者は密接な関係にある、というものである。これは、朝敵追討が源氏代々の事業であることが広く認識されていたことを示すものである。

(17) 「朝敵を討つ者は半国を給る」(保元物語中、関白殿本官二帰

復シ給フ事」ことは『平家物語』でも言及されている(卷十二、吉田大納言沙汰)。この論拠は法華經の開經である無量義經の「譬如健人、為王除怨、怨既滅已、王大歡喜、賞賜半国之封、皆悉与之」(十、功德品)である。しかし、実際には、朝敵追討の勲賞は俵藤太らが将門を、義家が安倍貞任・宗任を討ったときも、たかだか「受領」にすぎなかった(平家物語、卷一、殿下乗合)。朝敵追討を命じた者にしたたかであった。

(群馬県立女子大学助教授)